

令和8年度

目黒区職員（福祉・経験者（1級職））採用選考実施要項



令和8年6月30日

1 募集職種、採用予定年月日及び採用予定数

職種	採用区分	採用予定年月日	採用予定数
福祉	経験者（1級職）	原則として令和9年4月1日	若干名

2 勤務場所

保育園、児童館、福祉施設、本庁舎等

※敷地内禁煙（目黒区総合庁舎は屋外喫煙場所1か所あり）

3 受験資格

- (1) 国籍及び性別を問わず、昭和40年4月2日以降に生まれた方（※1）
- (2) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方（※2）
- (3) 当該職種に関係のある業務従事歴が、採用予定年月日の前日において、直近12年中6年以上ある方（※3※4）
- (4) 現に目黒区の常勤職員でない方（※5）
- (5) 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方（申込書参照）に該当しない方

※1 日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。

※2 児童福祉法に基づく地域限定保育士登録の場合、採用日において、登録を受けた日から起算して3年を経過し、かつ地域限定保育士として1年（1,440時間）以上の勤務経験が必要です。

また国家戦略特別区域法に基づく地域限定保育士登録については、令和7年10月1日（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行日）以前に開始された試験が対象である場合、登録を受けた日から起算して3年を経過している必要があります。

ただし、令和7年10月1日以降に開始された試験が対象である場合、登録を受けた日から起算して3年を経過し、かつ地域限定保育士として1年（1,440時間）以上の勤務経験が必要です。

※3 当該職種に関係のある業務従事歴とは、次の施設又は事業における保育士（地域限定保育士を含む）、幼稚園教諭又は保育教諭の業務従事歴を指します。具体的な対象業務は以下のとおりです。

- ・児童福祉法第6条の3第9項の規定による家庭的保育事業
- ・児童福祉法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業
- ・児童福祉法第6条の3第11項の規定による居宅訪問型保育事業
- ・児童福祉法第6条の3第12項の規定による事業所内保育事業
- ・児童福祉法第7条第1項の規定による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設）

設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター)

- 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設（いわゆる認可外保育施設）
- 学校教育法第1条の規定による幼稚園
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の規定による認定こども園

※4 受験資格における業務従事歴の期間の計算方法については、以下のとおりです。

- 満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間について、通算します。
- 保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、通算します。
- 1事業所に週20時間以上従事した期間を通算します。
- 1年以上1事業所に従事した期間について、複数のものを通算することができます。ただし、従事した期間が重複している場合、重複期間は1事業所のみ通算します。

※5 教育公務員、臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を除きます。

4 選考方法

選考日等について変更が生じる場合は、目黒区ホームページ (<https://www.city.meguro.tokyo.jp/>) 上でご案内します。

(1) 第一次選考

- 日 時 : 令和8年8月23日(日)※
- 場 所 : 目黒区総合庁舎(予定)
- 方 法 : 作文試験(課題式、800字程度、60分)
- 結果発表 : 令和8年9月下旬予定(受験者全員に通知)

※集合時間は別途通知します。なお令和8年度目黒区職員(福祉Ⅱ類)採用選考との併願は不可です。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に対し、下記により実施します。

- 日 時 : 第一次結果通知と併せて郵送で通知します。
(令和8年10月中旬に実施予定)
- 場 所 : 目黒区総合庁舎(予定)
- 方 法 : 面接


(3) 最終合格者の決定

第一次選考、第二次選考の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。

5 申込手続

原則として、インターネット（LoGo フォーム）による方法で申し込んでください。

(1) インターネット（LoGo フォーム）による方法 （原則）

申込方法	下記QRコード（申込フォーム）へアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力し、申込受付期間中に送信してください。 ※申込フォームアドレス： https://logoform.jp/f/OWP8A	
申込期間	令和8年6月30日（火）午前8時30分から 令和8年7月31日（金）午後5時まで（受信有効）	

※期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨のメールを送信しますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。

なお、システムの保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、一切責任を負いません。

(2) 申込書記載による方法

所定の申込書に必要事項を記入し、110円切手を貼った返信用封筒[長形3号サイズ(120mm×235mm)に、ご自分の住所・氏名を記載]と共に、下記によりお申し込みください。

申込方法	郵送又は持参（持参場所：総合庁舎4階総務部人事課人事係） [郵送による場合は、A4版の大きさが入る角型2号封筒（240mm×332mm）に入れ、その封筒の表に「福祉申込」と朱書きし、 必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。]
申込期間	令和8年6月30日（火）から令和8年7月31日（金）まで【必着】
受付時間	土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

6 受験票の交付

申込期間終了後、下記により受験票を交付いたします。受験票には、必ず写真を貼って試験当日に持参してください。また、令和8年8月17日（月）までに届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。

(1) 「インターネット（LoGo フォーム）による方法」で申し込みをされた方

令和8年8月7日（金）以降に送付する電子メールに記載の URL から、受験票をダウンロードのうえ、A4サイズで印刷してください。

なお、合否の通知については、申込方法に関わらずすべて郵送により通知します。

(2) 「申込書記載による方法」で申し込みをされた方

令和8年8月7日（金）以降、ご用意いただいた返信用封筒にて受験票を郵送します。

7 その他

(1) 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の採用日までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

(2) 令和8年12月25日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。そのため、申込書により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。なお、採用に至るまでの過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。

8 お申込み・お問合せ先

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15

目黒区総務部人事課人事係（目黒区総合庁舎4階）

電話 03(5722)96509 目黒区総合庁舎案内図



東急東横線・東京メトロ日比谷線 中目黒駅下車5分



参 考 資 料

(令和8年4月1日現在)

身分

地方公務員（目黒区職員）になります。

給与等

1 給与

初任給（地域手当含む。） 約290,760円

職務経験等があれば、その内容に応じて加算される場合があります。

昇給は、原則として年1回行われます。

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

2 その他の手当

上記のほか、条例の定めるところにより通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等を支給します。

3 退職手当

職員が退職するときは、在職年数に応じて退職手当を支給します。

4 健康保険、年金

職員は、東京都職員共済組合又は公立学校共済組合の組合員として、健康保険や各種療養費等の給付が受けられます。

また、退職後は老齢厚生年金等が支給されます。（ただし、他の公的年金制度の加入期間と合わせて、10年以上の加入期間が必要です。）

勤務態様

1 勤務日

保育園・学童保育クラブ 月曜日～土曜日（シフト制）

児童館 月曜日～日曜日（シフト制）

福祉施設 月曜日～金曜日

本庁舎 月曜日～金曜日

2 休日

保育園・学童保育クラブ 日曜日及び4週間につき4日

児童館 第二、第四日曜日及び4週間につき6日

福祉施設 土曜日及び日曜日

本庁舎 土曜日及び日曜日

他に祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

3 休暇等

年間を通じて20日（4月採用の場合15日）の年次有給休暇があります。

この他に、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業制度などがあり、それぞれについて日数等が定められています。

4 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分（1週間実働38時間45分）

ただし、勤務場所により変則勤務を行っている所もあります。

（例）保育園の場合、午前7時10分から午後7時20分までの中で1日実働7時間45分など

（延長保育を実施している保育園は、午後8時20分までのシフトがあります）

福利厚生制度

1 健康管理

全職員に対して、年1回定期総合健康診断等を実施しています。

2 被服貸与

職務に必要な被服は貸与されます。

3 家賃助成

区内に単身で在住し、住居手当を支給している職員で、風水害等の災害時の初動対応への従事や指定した訓練に参加することを条件に家賃助成を実施しています。（年度末年齢33歳未満が対象）

4 その他

職員は、各種の福利厚生事業が受けられます。